

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第5回）

日時：令和2年3月27日（金）10:30～
場所：第1委員会室

1 開会

2 議題

(1) 県内感染者の状況について

(2) 国の今後の考え方について

(3) 小中学校、幼稚園の今後の対応について

(4) 4月以降の対応について

①津山市の今後のイベント等開催における考え方について

②イベント・総会等について

③イベント等の中止に伴う施設使用料の取り扱いについて

④「新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための公の施設の利用等の特例に関する条例」の制定について

⑤公共施設の運用について

⑥スポーツ施設の利用制限について

(5) 備蓄物の提供について

(6) 国の緊急対策（第2弾）について

(7) その他

3 医療体制について

4 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
総合企画部長	明楽 智雄	
総務部長	梶岡 潤二	
財政部長	二宮 俊幸	
財政部参与	小賀 智子	
財政部参与	原田 浩司	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	飯田 早苗	
こども保健部長	織田 敬子	
産業経済部長	玉置 晃隆	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	岡 完治	
水道局長	分部 秀樹	
学校教育部長	絹田 真一	
生涯学習部長	小坂田 裕造	

【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
津山中央病院 総合内科・感染症内科医長	藤田 浩二	
岡山県美作保健所 総括副参事	河副 節美	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	平井 良幸	
健康増進課長	水島 智昭	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任保健師	浦上 雅彦	
健康増進課保健師	堀 正治	

＜岡山市公表資料＞

資料 I

[様式第3号]

資料提供年月日		令和2年3月22日	
問い合わせ先	課名	保健管理課	
	電話	直通	803-1251 内線 5750
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長	渡邊 副主査 川上

広報連絡

1 件 名 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

2 日 時 発生 令和2年3月22日（日）
速報 令和2年3月22日（日）

3 患者数 1名（女、60歳代）

4 概要

(1) 経過

3月17日（火）患者は、発熱の症状を呈したため、帰国者・接触者外来を受診した。

3月21日（土）患者は、帰国者・接触者外来を受診した。

3月22日（日）PCR検査の結果、陽性と判明。

(2) 行動歴

3月9日（月）～15日（日）スペイン旅行。

(3) 濃厚接触者

- 同居の家族1名、明日PCR検査実施予定。

- 別居の家族2名（2世帯）、明日PCR検査実施予定。

- それ以外の濃厚接触者は調査中。

◎ 個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう格段のご配慮をお願いします。また施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）の概要

1 日本としての基本戦略の柱

- ①クラスター（集団感染）の早期発見・早期対応
 - ②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療体制の確保
 - ③市民の行動変容
- ※いかにして小規模な感染の連鎖にとどめ、それぞれの地域で適切に収束を図っていけるかが重要。

2 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

地域の状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要がある。

- ①感染状況が拡大傾向にある地域
- ②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域
- ③感染状況が確認されていない地域

3 政府、地方公共団体への提言（抜粋）

- ①クラスター対策の抜本的な強化
- ②「3つの条件が重なった場」を避ける取り組みの周知啓発の徹底
 - (1) 換気の悪い密閉空間
 - (2) 人が密集している
 - (3) 近距離での会話や発生
- ③重症者を優先する医療体制の構築
- ④学校について

春休み明け以降の学校にあたっては、地域ごとのまん延の状況を踏まえることが重要。

4 市民、事業者への提言（抜粋）

- ①3つの条件が同時に重なった場における活動自粛
- ②感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別について
- ③積極的疫学調査への協力願い
- ④大規模イベント等の取扱いについて

引き続き、大規模イベントには慎重な対応が求められる。

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）
(2020年3月19日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

II. 状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まっている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要が生じえます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

III. 提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

(9) 大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定ができる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地

域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと（例：海外の宗教行事等）

- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること（例：札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること）
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性（例：大阪のライブハウス事案（16都道府県に伝播））
- ④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないこと

などの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行えていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- ①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- ②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- ③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

別添 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
 - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
 - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
 - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
 - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
 - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
 - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
 - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
 - 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）
- 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
 - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
 - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
 - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
 - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
 - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
 - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- 4) その他
 - 食事の提供は、大皿などの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
 - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をねがいします



を避けて 外出しましょう!



①換気の悪い 密閉空間



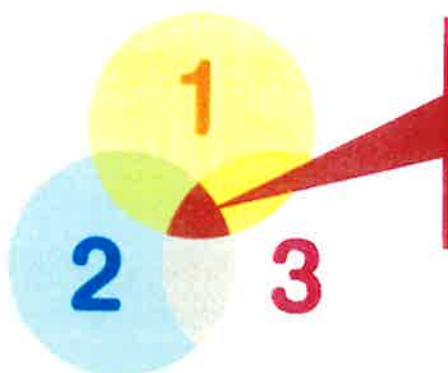
②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声をする 密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



津教学教3172号
令和2年3月25日

小中学校長様

津山市教育委員会教育長
有本 明彦

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

このことについて、文部科学省から学校再開のガイドラインが示されたことを踏まえ、次のとおり対応することといたします。

つきましては、教職員ならびに関係者に周知し、適切に対応願います。

記

1 学年末学年始休業中の対応について

(1) 児童生徒の生活・学習への対応

- ・必要に応じて、家庭訪問や放課後児童クラブへの訪問を行う等、児童生徒の状況把握に努めること。
- ・宿題の適切な提供や、補充学習による未学習内容への対応等を検討すること。

(2) 児童生徒の心のケア

気になる児童生徒については、保護者との連携を密にし、生活の様子を把握することに努め、必要な支援を検討すること。

(3) 部活動の再開等

大人数による密集した運動を避けること等、感染防止に十分配慮した練習方法を検討し、保護者の理解を得た上で部活動を解禁する。また、児童生徒の運動不足やストレスを解消するため、校庭等の開放により、運動機会を確保すること。

2 新年度の対応について

(1) 学校の再開

4月以降、通常どおりに学校を再開する。ただし、引き続き感染拡大防止策に努めること。

(2) 入学式、始業式等

- ・入学式への参加は、教職員、新入生、保護者とし、在校生については必要最小限度の参加とする。なお、アルコール消毒液の設置や十分な換気、参加者へのマスク着用依頼等、感染防止対策を行うこと。
- ・始業式、退任式等については、同様の感染防止対策を行う他、校内放送等での実施も検討すること。

(3) その他、4・5月の学校行事

- ・4・5月実施予定の泊を伴う行事は延期または中止を検討すること。
- ・他の学校行事の開催については、密集した空間を避ける、適切な距離を保つ、換気を行う等、集団感染回避の手立てを十分考慮し、実施を検討すること。実施にあたっては保護者の理解を得られるよう丁寧な説明を行うこと。

(4) 教育活動実施上の留意点

- ・校内での手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・十分な換気や密集した空間を避けること等、日常的に集団感染を回避する対策を講じること。(教室内の換気、机の配置の工夫、全校集会の見直し等)

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、風邪症状がある場合には自宅待機を推奨すること。
- ・給食について、手洗いの徹底や、机を向かい合わせにしない等の対応をすること。

(5) 教職員の勤務

- ・会議等を実施する際には、時間、座席、換気等、十分な配慮のもとに行うこと。
- ・健康状態の把握に努め、発熱や倦怠感等がある場合は直ちに休ませること。

3 その他

以上の対応は、あくまで感染が確認されていない地域での再開であり、今後の事態の急変によっては、対応に急遽変更があることを承知しておくこと。

【本件担当】

津山市教育委員会学校教育課 河原 杉本 井上

TEL:0868-32-2115

令和2年3月 日

保護者の皆様へ

津山市教育委員会教育長 有本 明彦
津山市立〇〇〇幼稚園長 ○〇 〇〇

幼稚園の再開について

新型コロナウイルス感染から児童生徒の健康（命）と安全を守るために、3月2日から実施した臨時休園に、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、国から臨時休園の要請が解除されたことを受けて、幼稚園の再開に向けて、次のとおりに対応してまいります。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

記

1 幼稚園を再開する日

令和2年4月 7日（火） 始業式
令和2年4月10日（金） 幼稚園入園式

2 感染防止のために幼稚園で取り組むこと

幼稚園再開後も次のことに取り組み、感染防止を徹底してまいります。

□手洗いやうがい、咳エチケットの指導を徹底します。

□アルコール消毒液を玄関に設置します。

□定期的な換気や席の配置の工夫等、保育室内の環境に配慮します。

□登園後に健康観察を実施します。

□密集した活動を極力避けるよう、集会等の実施について工夫します。

□教職員の健康管理、健康観察を徹底します。

3 家庭で注意していただくこと

- (1) 新年度を円滑にスタートできるよう、春休み中の規則正しい生活を引き続きご指導ください。
- (2) 手洗いやうがい、咳エチケット等の感染症防止対策について、ご家庭でもお子様にご指導ください。
- (3) 登園前にお子様の健康状態の把握をお願いします（必ず検温し、連絡帳に記載してください）。

発熱や風邪症状がある場合は登園を控えてください（欠席扱いになりません）。

4 その他

幼稚園の再開は、感染が確認されていない地域の状況を踏まえたものです。今後、県内及び市内において複数の感染者が確認される等、事態が急変した場合は、対応を変更することがあります。

預かり保育については、3月27日（金）から4月5日（日）までは例年、年度末・年度初めの休業となっているため、4月6日（月）から再開します。

※幼稚園の実情に応じて、加筆をしてください。

イベント等開催における検討の観点と

開催時の予防策について【改訂案】

令和2年3月27日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑止するため、次のポイントで、開催等の検討を行ってください。

【イベント等の開催に際し、検討する観点】

- ①屋外か、屋内（室内）か。屋内（室内）の場合は、会場等は定期的に換気が行える環境があるか。
- ②狭い密閉空間で、一定時間の滞在が伴わぬいか。
(特に、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続かないか。)
- ③会場の広さを確保できるか。
(特に、お互いの距離を1メートル以上あけることができるか。)
- ④不特定多数の参加（特に県外）が予想されないか。
(高齢の方や基礎疾患をお持ちの方には、特に配慮が必要)

イベント等を開催する場合、次の「予防策」を講じてください。

【イベント等開催時、必要な予防策】

- ①感染防止の周知徹底
(手洗いや咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒)
- ②体調不良の方（風邪のような症状がある方）への参加自粛の要請
(参加者やスタッフの健康管理を徹底する。)
- ③屋内（室内）で実施の場合、こまめに換気を行う。
- ④対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続かないよう工夫する。
- ⑤人を密集させない環境を確保する。（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする。）
- ⑥感染者が発生した場合、参加者への確実な連絡と、保健所による調査に協力する。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。

令和2(2020)年3月24日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方【改訂案】

1 原則として自粛を検討するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間(換気が不十分な密閉空間)で長時間過ごすもの

交流イベント、スポーツイベント、展示会、講演、研修、不特定多数の者が参加する会合など

(2) 全国規模又はクラスター発生地域を含む多くの地域からの参加が見込まれるもの

(3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの

2 場合によっては自粛を検討するもの

- 医療・福祉関係者等が集まるもの(患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮)

3 開催する場合に留意すること

- 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- 室内換気を十分に行うこと
- アルコール手指消毒薬を設置すること
- 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること

※ この方針については、今後1か月程度のイベントを想定しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

※ 今後、県内でクラスターが発生するなど急激な感染拡大がおこった場合には、上記によらず、全てのイベントについて、原則として自粛を検討する。

※ 下線部は、2月26日からの変更点。

【中止】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	講室名	連絡先	開催日	行事名	開催場所	予定参加者数(人)	主催者
1 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	毎週水曜日 (4月1日・8日・15日中止)	小さな子どものえほんのじかん	津山市立図書館	20	津山市
2 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	毎週木曜日 (4月2日・9日・16日中止)	木曜ビデオ館	津山市立図書館	15	津山市
3 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月2日	おはなしタイム	勝北図書館	10	ボランティア
4 こども保健部	健康増進課	32-2069	4月3日	離乳食教室	津山すこやか・こどもセンター	15	津山市
5 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月4日	むかし話を聞く会	津山市立図書館	20	ボランティア
6 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月4日	おはなし会	加茂町図書館	10	津山市
7 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月5日	おはなし会	久米図書館	10	津山市
8 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月11日	放送大学セミナー	津山市立図書館	10	放送大学
9 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月11日	昔話のおはなし会	加茂町図書館	10	ボランティア
10 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月15日	プロバスケットボールチーム トライワープ岡山選手による読み聞かせ	津山市立図書館	40	津山市
11 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月15日	いっしょにあそぼ 0. 1. 2. 3でくてく	久米図書館	10	ボランティア

【中止】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定参加者数(人)	主催者
12 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月16日	おはなし会	津山市立図書館	20	ボランティア
13 地域振興部	阿波出張所 地域振興課	32-7042	4月18日	尾所のさくら祭りイベント・ライトアップ	阿波尾所地域	300	尾所のさくら祭り実行委員会
14 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月18日	子どものための物語を楽しむ会	津山市立図書館	20	ボランティア
15 生涯学習部	文化課 洋学資料館	23-3324	4月19日	第75回文化講演会	津山洋学資料館	90	津山市
16 生涯学習部	生涯学習課	24-2919	4月19日	おはなしタイム	勝北図書館	10	ボランティア
17 生涯学習部	スポーツ課	24-0202	4月19日	津山市加茂郷フルマラソン全国大会	津山市加茂郷町 スポーツセンター	1,850	津山市加茂郷 フルマラソン全国 大会実行委員会
18 地域振興部	久米支所 産業建設課	32-7014	4月26日	道の駅「久米の里」仙人まつり	道の駅「久米の里」		道の駅「久米の里」
19 産業経済部	観光振興課	32-2086	5月3日	津山ゆかりの御刀談鑿	津山園域雇用労働 センター	50名	津山市
20 産業経済部	観光振興課	32-2086	5月3日、4日	銘切	津山城三の丸 特設テント	80名	津山市
21 地域振興部	阿波出張所 地域振興課	32-7042	5月17日	阿波ふるさと祭り	阿波れあい会館	1,000	阿波ふるさと祭り実行委員会
22 産業経済部	みらい産業課	31-2232			まちなかカレッジ		まちなかカレッジ

【中止】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定 参加者数 (人)	主催者
23 生涯学習部	スポーツ課	24-0202	4月～6月	ふれあいニュースポーツ教室	岡山県津山総合体育館	30	津山スポーツ振興財団 (津山市共催事業)
24 生涯学習部	スポーツ課	24-0202	4月～6月	ふれあいグラウンドゴルフ教室	中央公園グラウンド	13	津山スポーツ振興財団 (津山市共催事業)
25 生涯学習部	スポーツ課	24-0202	4月～7月	[にこにこ体力トレーニング]教室	岡山県津山総合体育館	58	津山スポーツ振興財団 (津山市共催事業)
26 生涯学習部	スポーツ課	24-0202	年間	モーニングスポーツ	岡山県津山総合体育館	随時	津山スポーツ振興財団 (津山市共催事業)

【延期】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行事名	開催場所	予定参加者数(人)	主催者
1 生涯学習部	文化課	32-2121	3月21、22日	世界3大ピアノリーコンサート2020	ベルフォーレ津山	500	ベルフォーレ津山
2 環境福祉部	保健年金課	32-2071	4月20日	糖尿病予防教室	津山すこやか・こどもセンター	20	津山市
3 生涯学習部	生涯学習課 中央公民館	24-5111	4月中	公民館主催講座	各公民館		津山市
4 産業経済部	仕事・移住支援室	24-3633	5月16日	津山圈域定住自立圈移住相談会	シティプラザ大阪	50	津山市
5 生涯学習部	スポーツ課	24-0202	5月21日	東京2020オリンピック聖火リレー	岡山県津山陸上競技場～津山中央公園グラウンド	15人程度	東京2020組織委員会

【規模縮小】を決定しているイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定 参加者数 (人)	主催者
1 農林部	ビジネス農林業 推進室	32-2178	3月30日	つやまFネット全体会総会	E101会議室	27	つやまFネット (事務局:津山市)
2 地域振興部	加茂支所 産業建設課	32-7034	4月1日	黒木キャンプ場安全祈願祭	黒木第3キャンプ場	20	津山市観光 協会北支部
3 環境福祉部	高齢介護課	32-2070	4月2日	介護認定審査会全体会	津山市総合福祉会館	50	津山市
4 農林部	農業振興課	32-2079	4月9日	津山市農業士協議会総会	ダイニング源	30	同協議会
5 農林部	農業振興課	32-2079	4月9日	津山市農業後継者協議会総会	津山市役所	10	同協議会
6 総務部	危機管理室	22-1190	4月12日	第60回津山市消防操法大会	勝北総合スポーツ公園	延べ700 人	津山市消防団
7 環境福祉部	生活福祉課	32-2063	4月14日	日本赤十字社津山市地区総会 及び津山市赤十字奉仕団総会	津山市役所 大会議室	30	日本赤十字社 津山市地区
8 農林部	農村整備課	32-2077	4月21日	津山市土地改良区連合協議会総会	市役所大会議室	30	同協議会
9 農林部	農村整備課	32-2077	4月22日	津山市地すべり防止対策協議会総会	福祉会館	30	同協議会
10 農林部	農業振興課	32-2079	未定	久米北部支場環境整備組合総会	津山市役所久米支所	6	同整備組合

【実施(再開)】するイベント・総会等一覧表

部局名	講室名	連絡先	開催日	行事事名	開催場所	予定参加者数(人)	主催者
1生涯学習部 文化課	郷土博物館	22-4567	4/1～5/24の毎土曜日	企画展ギャラリートーク	津山郷土博物館	各回25	津山市
2こども保健部 健康増進課		32-2069	4月6・13・20・27日	育児相談	津山すこやか・こどもセンター	25	津山市
3こども保健部 健康増進課		32-2069	4月7・8・10日	1歳6か月児健診	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市
4こども保健部 健康増進課		32-2069	4月7日	久米育児相談	久米保健センター	15	津山市
5こども保健部 健康増進課		32-2069	4月13・20日	乳児健診(3月対象者分)	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市
6こども保健部 健康増進課		32-2069	4月14・15日	乳児健診	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市
7総務部 人権啓発課		31-0088	4月16日	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証授与式	大会議室	20	津山市
8こども保健部 健康増進課		32-2069	4月16日	妊娠歯科検診	津山歯科医療センター診療所(沼)	15	津山市
9こども保健部 健康増進課		32-2069	4月21・22・24日	3歳児健診	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市

【実施(再開)】するイベント・総会等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行事名	開催場所	予定参加者数(人)	主催者
10 こども保健部 健康増進課	32-2069	4月22日	加茂育児相談	加茂児童館	15	津山市	
11 地域振興部 地域づくり推進室	32-2062	4月25日	連合町内会総会	リージョナルセンター	300	津山市連合町内会	
12 こども保健部 健康増進課	32-2069	4月27・28日	1歳6か月児健診(3月対象者分)	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市	
13 こども保健部 健康増進課	32-2069	4月28日	勝北育児相談	勝北保健福祉センター	15	津山市	
14 こども保健部 健康増進課	32-2069	4月30日	はっぴー子育て教室	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市	

※11 については、本部会議終了後、実施(再開)を見送ることとなり、削除します。

イベント等の中止に伴う施設使用料取り扱いの期間再延長について

1 内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とするイベント等の中止に伴う既納の施設使用料について、各施設の条例に基づき、還付の取り扱いを依頼している期間を再延長するもの。

2 変更

令和2年3月31日（火）まで ⇒ 令和2年4月24日（金）まで

3 送付先

指定管理者

施設所管部局長

議案第129号

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための公の施設の利用等の特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年3月17日提出

津山市長 谷 口 圭 三

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための公の施設の利用等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）のまん延を防止するための公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の利用等の特例について定めるものとする。

(許可の取消しの特例)

第2条 市長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、公の施設を休止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(使用料又は利用料金の還付の特例)

第3条 市長は、前条の規定により公の施設を休止し、又は利用の許可を取り消したときは、公の施設のそれぞれの条例その他の規程の当該公の施設の使用料又は利用料金を定めた規定にかかわらず、既に納付された使用料又は利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(準用)

第4条 前条の規定は、公の施設の利用の許可を受けた者が市長等の要請に基づき、自ら利用を中止した場合に準用する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、第3条及び第4条の規定は、公布の日ににおいて現に納付されている使用料及び利用料金から適用する。

公共施設の運用状況

		今後の開館・休館状況			備考	担当部	担当課	連絡先
		開館	休館	再開				
1	市役所本庁舎	○				財政部	財産活用課	32-2021
2	東庁舎	○				財政部	財産活用課	32-2021
3	各支所・出張所	○				地域振興部	地域づくり推進室	32-2032
4	津山すこやか・こどもセンター	○				環境福祉部	財産活用課	32-2021
5	総合斎場	○				環境福祉部	環境生活課	32-2055
6	加茂町斎場	○				環境福祉部	環境生活課	32-2055
7	津山男女共同参画センター「さん・さん」	○				総務部	人権啓発課	31-0088
8	津山ファミリー・サポート・センター	○				総務部	人権啓発課	31-0088
9	地域づくりサポートセンター	○				地域振興部	地域づくり推進室	32-2032
10	水道局	○				水道局	経営企画室	32-2110
11	浄水場(小田中・草加部)	○				水道局	経営企画室	32-2110
12	親子ひろば「すくすく」	○	R2.4.6(月)から再開		二ども保健部	子育て推進課	32-2179	
13	親子ひろば「わくわく」	○	再開は未定		二ども保健部	子育て推進課	32-2179	
14	一時預かりルーム「にこにこ」	○			二ども保健部	子育て推進課	32-2179	
15	児童館		○	R2.4.7(火)から再開 (4月6日が月曜日で 休館日のため4月7 日火曜日から開館)	二ども保健部	子育て推進課	32-2179	

今後の開館・休館状況				期間	備考	担当部	担当課	連絡先
	開館	休館	再開					
16 子育て	通級指導教室幼児部		○	R2.4.13(月) から再開		こども保健部	こども保育課	32-7029
17	地域子育て支援センター(みどりの丘保育所)		○	R2.4.6(月)から再開		こども保健部	こども保育課	32-7028
18	地域子育て支援センター(久米こども園)		○	R2.4.6(月)から再開		こども保健部	こども保育課	32-7028
19	地域子育て支援センター(勝北風の子こども園)		○	R2.4.6(月)から再開		こども保健部	こども保育課	32-7028
20	地域子育て支援センター(つやま西幼稚園)		○	R2.4.6(月)から再開		こども保健部	こども保育課	32-7028
21	地域子育て支援センター(つやま東幼稚園)		○	R2.4.6(月)から再開		こども保健部	こども保育課	32-7028
22	やよい子育て支援センター(やよい保育園)		○	R2.4.6(月)から再開		こども保健部	こども保育課	32-7028
23	市立図書館(本館)	○			閲覧席を削減 視聴覚資料視聴 中止	生涯学習部	図書館	24-2919
24	市立図書館(地区館)	○			閲覧席を削減 視聴覚資料視聴 中止	生涯学習部	図書館	24-2919
25	中央公民館	○				生涯学習部	生涯学習課 中央公民館	24-5111
26	公民館(地区館)	○				生涯学習部	生涯学習課 中央公民館	24-5111
27	鶴山塾	○				生涯学習部	生涯学習課 鶴山塾	22-2523
28	津山文化センター	○	R2.4.1(火)から再開	休館によるもの	工事によるもの	生涯学習部	文化課	32-2121
29	加茂町文化センター	○				生涯学習部	文化課	32-2122
30	勝北文化センター	○				生涯学習部	文化課	32-2123
31	ふれあい学習館(5館)	○				生涯学習部	生涯学習課 推進係	32-2118

		今後の開館・休館状況			期間	備考	担当部	担当課	連絡先
		開館	休館	再開					
32	久米ふれあい陶芸センター	○				生涯学習部	生涯学習課 生涯学習推進係	32-2118	
33	まなび館	○				生涯学習部	生涯学習課 生涯学習推進係	32-2118	
34	勝北陶芸の里工房	○				生涯学習部	生涯学習課 生涯学習推進係	32-2118	
35	とんぼの里			○ R2.4.1(水)から再開 個人利用のみ受付		生涯学習部	生涯学習課 健全育成係	32-2009	
36	ベルフォーレ津山	○				生涯学習部	文化課	32-2121	
37	市立文化展示ホール	○				生涯学習部	文化課	32-2122	
38	津山城(鶴山公園)	○				都市建設部	都市計画課	32-2097	
39	津山城(鶴山公園内 倉中櫓、鶴山館) 衆楽園	○		R2.3.28(土)から 当面の間		都市建設部	都市計画課	32-2097	
40	城東むかし町家	○				都市建設部	都市計画課	32-2097	
41	算作阮前旧宅	○				生涯学習部	文化課	32-2121	
42	作州城東屋敷	○				都市建設部	歴史まちづくり 推進室	32-7000	
43	作州民芸館	○				都市建設部	歴史まちづくり 推進室	32-7000	
44	津山洋学資料館	○				産業文化部 (洋学資料館)	文化課	23-3324	
45	ポートアート&テザイン津山	○				生涯学習部	文化課	32-2121	
46	城西浪漫館	○				都市建設部	歴史まちづくり 推進室	32-7000	
47									

今後の開館・休館状況						
	開館	休館	再開	期間	備考	担当部
48 観光・歴史	城下町歴史館 津山郷土博物館 知新館	○ ○ ○			都市建設部 生涯学習部 生涯学習部	歴史まちづくり推進室 文化課(郷土博物館) 文化課
49	津山弥生の里文化財センター	○	R2.4.1(水)から再開	休館は工事によるもの	生涯学習部	22-4567 32-2121
50	歴史民俗資料館(加茂町・勝北・久米)	○			生涯学習部	文化課(文化財センター)
51	渓流茶屋(阿波森林公園内)	○			生涯学習部	文化課(文化財センター)
52	津山観光センター	○			農林部	森林課 32-2078
53	津山駅観光案内所	○			産業経済部	観光振興課 32-2082
54	津山まなびの鉄道館	○	R2.3.28(土)から再開(一部閉鎖)	○再開する施設 ・扇形機関車庫及び転車台周辺 ○閉鎖する施設 ・まなびルーム ・あゆみルーム ・じくみルーム ○入館料⇒ 団体料金対応	産業経済部	観光振興課 32-2082
55	グラスハウス	○	R2.4.1(水)から再開		生涯学習部	スポーツ課 24-0202
56	岡山県津山総合体育馆 (体育馆・柔道場・剣道場・会議室・研修室)	○	R2.4.1(水)～4.15(水) (利用停止) ※2	R2.4.1(水)から利用制限解除※1	生涯学習部	スポーツ課 24-0202
57	岡山県津山総合体育馆 (トレーニングルーム)	○	R2.4.1(水)～4.15(水) (利用停止) ※2	R2.4.1(水)から利用制限解除※1	生涯学習部	スポーツ課 24-0202
58	中央公園グラウンド	○			生涯学習部	スポーツ課 24-0202

		今後の開館・休館状況			期間	備考	担当部	担当課	連絡先
		開館	休館	再開					
61	津山市弓道場	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
62	津山東体育馆	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
63	津山東武道館	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
64	津山陸上競技場	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
65	津山陸上競技場(トレーニングルーム)	○			R2.4.1(水)～4.15(水) (利用停止) ※2	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
66	津山スポーツセンター (野球場、小野球場、サッカーラグビー場、テニスコート)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
67	津山スポーツセンター(ゴルフ練習場)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
68	東部運動公園グラウンド	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
69	西部公園 (グラウンド、テニス場)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
70	津山市西部小体育馆	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
71	津山市草加部グラウンド	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
72	津山市東部小体育馆	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
73	津山市福岡体育馆	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	

		今後の開館・休館状況			期間	備考	担当部	担当課	連絡先
		開館	休館	再開					
74	加茂町スポーツセンター(体育館)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
75	加茂町スポーツセンター(トレーニングルーム)	○			R2.4.1(水)～4.15(水) (利用停止) ※2	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
76	加茂町スポーツセンター(総合グラウンド) 津山市加茂町スポーツセンター (ソフトボール場、テニス場、体操練習場)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
77	加茂町スポーツセンター(屋内ゲートボール場)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
78	加茂町武道場	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
79	阿波グラウンド	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
80	阿波ふるさとふれあい会館	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
81	阿波こぶしアーナ	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
82	勝北総合スポーツ公園(野球場、多目的広場、テニス場、ゲートボール場、管理センター会議室)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	地域振興部	阿波出張所 地域振興課	32-7042	
83	ターゲットバードゴルフ場	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
84	久米総合文化運動公園(多目的グラウンド)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
85	久米総合文化運動公園(体育館)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
86							生涯学習部	スポーツ課	24-0202

		今後の開館・休館状況			期間	備考	担当部	担当課	連絡先
		開館	休館	再開					
87	久米総合文化運動公園(テニス場)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
88	市民温水プールレインボー	○				生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
89	勤労者総合福祉センター(アリーナ)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	産業経済部	仕事・移住支援室	24-3633	
90	緑水園文化体育館(アリーナ)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	津山園域衛生 処理組合	津山園域衛生 処理組合	26-1352	
91	中央公民館(体育館・グラウンド)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	生涯学習課 中央公民館	24-5111	
92	田邑公民館(体育館・グラウンド)	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	生涯学習課 中央公民館	24-5111	
93	津山市立勝北中学校夜間照明施設	○			R2.4.1(水)から 利用制限解除 ※1	生涯学習部	スポーツ課	24-0202	
94	小学校(体育館・グラウンド)	○			新規利用 について制限	学校教育部	学校施設課	32-2113	
95	中学校(体育館・グラウンド・直道場)	○			新規利用 について制限	学校教育部	学校施設課	32-2113	
96	ふれあいサロン	○				環境福祉部	高齢介護課	32-2066	
97	ウツディハウスマ加茂	○				産業経済部	仕事・移住支援室	24-3633	
98	めぐみ荘	○				環境福祉部	高齢介護課	32-2066	
99	あば交流館	○				農林部	ビジネス 農林業推進室	32-2178	
100	あば温泉	○				環境福祉部	高齢介護課	32-2066	
101	黒木キャンプ場	○		4月から通常営業		農林部	農村整備課	32-2077	

		今後の開館・休館状況			担当部	担当課	連絡先
		開館	休館	再開			
102	ラビンの里	○		4月から通常営業	農林部	農村整備課	32-2077
103	津山圏域雇用労働センター	○			産業経済部	仕事・移住支援室	24-3633
104	労働者総合福祉センター	○			産業経済部	仕事・移住支援室	24-3633
105	貸会議室	○			産業経済部	経済政策課	31-2010
106	津山市地域交流センター			ダンス用の部屋は、個人利用を制限	都市建設部	都市計画課	27-7150
107	グリーンヒルズ津山リージョンセンター	○			R2.4.1(水)から利用制限解除 ※1	津山圏域衛生処理組合	26-1352
108	緑水園文化体育館(大、小会議室、和室)	○			都市建設部	都市計画課	32-2097
109	梅の里公園	○			都市建設部	都市計画課	32-2097
110	神楽尾公園	○			都市建設部	都市計画課	32-2097
111	交通觀光案内所	○			都市建設部	都市計画課	32-2097
112	にぎわい交流館	○			都市建設部	都市計画課	32-2097
113	ラーデン・パルク(勝北スポーツ公園)	○			都市建設部	都市計画課	32-2097
114	THE HILLS HOUSE TSUYAMA	○			都市建設部	都市計画課	27-7150
115	会館(福岡・公郷・加茂中原・柳・大久保)	○			環境福祉部	生活福祉課	32-2063
116	加茂町福祉センター	○			環境福祉部	高齢介護課	32-2066
	阿波保健福祉センター・保健福祉棟	○			環境福祉部	高齢介護課	32-2066

スポーツ施設の利用制限について

政府の行事自粛延長要請や他県でスポーツジムなどから感染拡大の事例があることから、新型コロナウイルス感染症予防対策として、市の公共スポーツ関連施設において、3月13日から、利用制限を行っていたものを、下記のとおり、一部解除・一部延長するもの。

1 利用制限解除

①制限内容

新規予約の受付を制限

- ・3月中の利用：受付停止
- ・4月以降の利用：仮受付

※既予約受付分は利用可

⇒ 制限解除

(4月以降の受付を通常どおりとする。)

②対象施設

~~33施設~~（「公共施設の運用状況」中、※1の施設）

~~32施設~~

2 利用制限延長

①制限内容

トレーニングジムなど（予約不要施設）の利用を停止

⇒ トレーニングルームのみ制限延長

②対象施設

3施設（「公共施設の運用状況」中、※2の施設）

③延長期間

令和2年4月1日（水）～4月15日（水）

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、期間が延長する、仮受付が取り消しとなる、利用の制限が変更される場合があります。

備蓄物の提供について

1 備蓄マスクの提供について

県内で初めて感染者が確認されるなか、今後のマスクの入荷見込みを勘案し、感染症拡大防止の観点から、市の備蓄マスクを提供するもの。

①現在の備蓄マスク数

42,000枚（サージカルマスク41,400枚、高性能マスク600枚）

②提供内容

区分	施設数	配布数(枚)	備考
津山市医師会（医療機関）		5,000	
高齢者施設			
介護保険サービス事業所	206	11,050	
高齢者福祉施設	13	650	
障害者施設			
障害者施設	72	3,600	
児童施設			
放課後児童クラブ	27	1,350	
保育園（認定こども園含む）	28	1,400	
幼稚園	4	200	
児童養護施設	3	150	
学校			
小学校	27	1,350	
中学校	8	400	
合計		25,150	

2 消毒液の提供について

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2段－」により、消毒液を購入し、下記の施設に配布したもの。（3月19日）

保育所（認定こども園）・幼稚園・放課後児童クラブ等児童施設

（59施設 各施設1ℓボトル 1本）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（ポイント）

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0・4兆円、金融措置総額1・6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

（1）感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒・液購入等の補助
- 需給両面からの総合的なマスク対策
 - ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
 - マスクメーカーに対する更なる増産支援
- PCR検査体制の強化
 - PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大（1日最大7,000件程度）
 - PCR検査を保険適用（公費補助により引き続き自己負担なし）
- 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の開発加速
 - AMED等の活用による治療薬等の開発加速
- 症状がある方への対応
 - 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
 - 情報発信の充実
- 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報（典型的な臨床情報等）
 - 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

（3）事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化（一齊休業等）、1月遅延適用
- 特別な地域における助成率の上乗せ（中） \rightarrow 4/5、大企業1/2 \rightarrow 2/3）等
- 強力な資金繰り対策
 - 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設（総額1.6兆円規模）
 - 引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - 信用保証協会によるセーフティネット4号（100%）・5号（80%）、危機連携保証（100%）
 - 日本政策投資銀行（DBJ）及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援（2,040億円）
 - 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- サプライチェーン毀損への対応
 - 国際協力銀行（JBIC）の「成長投資アドバイス」等の活用（最大5,000億円規模）
 - DBJによる国内サプライチェーン再編支援（再掲）
- 観光業への対応
 - 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
 - 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討
- 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

（2）学校の臨時休業に伴つて生じる課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等

- 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設（10/10、日額上限8,330円）
 - 委託を受けて個人で仕事をする方も支援（一定の要件を満たす方：日額4,100円）
- 個人向け緊急小口資金等の特例
 - 緊急小口資金等の特例の創設（緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等）
 - 放課後児童クラブ等の体制強化等
- 午前中から放課後児童（ガ）等を開所する場合等の追加経費を国費（10/10）支援
 - フアミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費（10/10）支援
 - 企業主導型バッジーシタ・利用者支援事業の3ヶ月の割引券上限引上げ（月24枚→120枚）
- 学校給食休止への対応
 - 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
 - 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援
- ◆テレワーク等の推進

（4）事業の変化に即応した緊急措置等

- ◆新たな法整備（令和2年3月10日閣議決定）
 - 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用
- ◆水際対策における迅速かつ機動的な対応
 - 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
 - 確定申告期限の延長（令和2年4月16日まで）、運転免許の更新の臨時措置等
 - 公共工事等の柔軟対応（工期の延長等）や縦越の彈力的対応
- ◆国際連携の強化
 - WHO等による緊急支援への貢献
 - ◆地方公共団体における取組への財政支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の規模

- 緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、**緊急対応策第2弾として4,308億円**の財政措置を講ずる。
- あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に**総額1.6兆円**規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置：4,308億円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

- 保育所や介護施設等における感染拡大防止策（107億円） ○ PCR検査体制の強化（10億円）
- 需給面からの総合的なマスク対策（186億円） ○ 医療提供体制の整備（133億円）
- 治療薬等の開発加速（28億円）

(2) 学校の臨時休業に伴つて生じる課題への対応：2,463億円

- 保護者の休暇取得支援等（新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円）
- 放課後児童クラブ等の体制強化等（470億円） ○ 学校給食休止への対応（212億円）
- テレワーク等の推進（12億円）

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大（374億円） ○ 強力な資金繰り対策（782億円）
- 観光業への対応（36億円）

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

- WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出（155億円）

2. 金融措置：1.6兆円規模

- セーフティネット貸付・保証（6,060億円） ○ 新型コロナウイルス感染症特別貸付（5,430億円）
- 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援（2,040億円）
- 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援（2,500億円） 等

（注）第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1.（1）346億円（うち一般会計346億円）、（2）1,409億円（同989億円）、（3）797億円（同797億円）、（4）163億円（同163億円）。

新型コロナウイルスに関する対応状況について

令和2年3月27日
産業経済部

相談件数	27件（うち来庁14件、電話13件）※令和2年3月26日現在
主な相談内容	飲食店、小売業、製造業など 売上減少に伴う資金繰り（20件） 主に信用保証、無利子・無担保融資、雇用調整助成金等について説明。国による制度整備 が日々変化しているため、対応日によつて説明内容は異なる

情報提供	3月9日 つやま産業支援センターに経営相談窓口を設置したことについて、ホームページにて周知 3月12日 セーフティネット保証、融資制度、雇用調整助成金等の支援制度及び相談窓口の設置について、メール、フェイスブックにて周知 3月18日 無利子・無担保融資、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援等の追加情報をセンター会員並びに経済団体にメールにて周知 3月19日 小学校休業等助成金について、障害のある子どもとの対象学校拡大をメールにて周知
------	---

《参考：主な支援制度内容》

信用保証

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠（2.8億円）で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受ける業種を対象に80%保証。

- 【4号】売上高▲20%以上減少等
- 【5号】売上高▲5%以上減少等

危機闘争保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠（2.8億円）で、保証対象業種を対象に100%保証。

一般保証	2.8億円	危機闘争保証	2.8億円
------	-------	--------	-------

雇用調整（申請窓口はハローワーク）

雇用調整の特例

令和2年1月24日から7月23日まで一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に賃金等の一部を助成。

- 【助成率】大企業1/2、中小企業2/3
- 【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

労基法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得された企業に対し助成。
【支給額】支払い賃金相当額 × 10/10
※支給額は8,330円を日額上限。
【適用日】令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 金利当初3年▲0.9%引下げ
- 【対象要件】
売上高▲5%以上減少

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者に利子補給

【対象要件】

- 個人事業主（小規模）：要件なし
- 小規模（法人）：売上高▲15%減
- 中小企業：売上高▲20%減

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

2020年3月19日現在

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

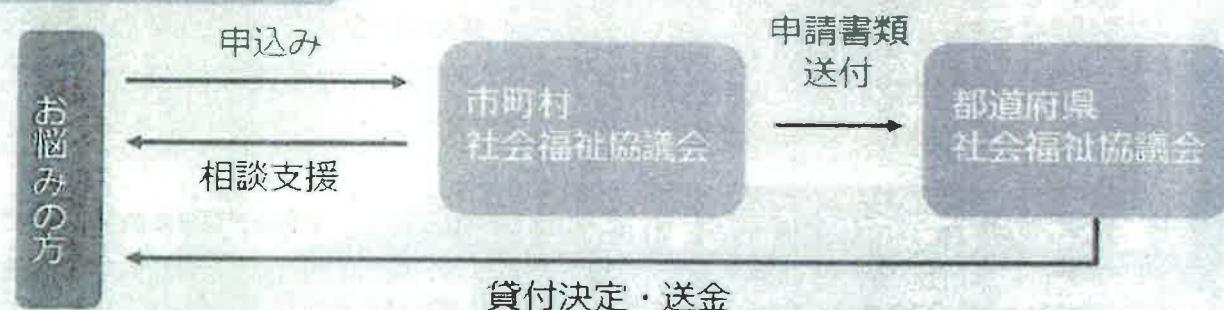
各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記の問合せ先へお願いします。

申込受付期間：令和2年3月25日（水）～令和2年7月31日（金）
午前9時～午後5時（土・日・祝日は除きます）

貸付手続きの流れ



お問合せ先：岡山県内の各市町村社会福祉協議会

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
岡山市	代表 (086)225-4051	玉野市	(0863)31-5601	赤磐市	(086)955-0552	新庄村	(0867)56-2001
	センター 0800-200-8730	笠岡市	(0865)62-3507	真庭市	(0867)42-1005	鏡野町	(0868)54-1243
倉敷市	本所 (086)434-3301	井原市	(0866)62-1484	美作市	(0868)75-2622	勝央町	(0868)38-2160
	水島 0866-446-1900	鬆江市	(0866)92-8555	浅口市	(0865)44-7744	奈義町	(0868)36-6363
	児島 0866-473-1128	高梁市	(0866)22-7243	和気町	(0869)93-2002	西粟倉村	(0868)79-2561
	笠岡 086(5)22-8137	新見市	(0867)72-7306	早島町	(086)482-3000	久米南町	(0867)28-2000
津山市	(0868)23-5130	瀬戸内市	(0869)22-2940	邑久町	(0865)64-7218	美咲町	(0868)66-0970

○相談・申込受付時間：午前9時～午後5時（※土・日・祝日は除きます）。

○上記のうち、倉敷市社協本所（くらしき健康福祉プラザ）は、月曜日・祝日が定休日となります。

実施主体：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

連絡先：〒700-0807 岡山市北区瀬戸方2丁目13-1 健康めぐみプラザ内 TEL：(086) 226-3544

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額： 10万円以内

以下のいずれかの場合は、20万円以内

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が4人以上いるとき。
- (4) 世帯員に新型コロナウイルス感染症の関連で子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間： 1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限： 2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人：無利子・不要

■申込みに必要なもの：

- 身分を証明できるもの
(住民票、健康保険証、顔写真付身分証明書の内、いずれか2つ)
- 印鑑
- 申込者の預金通帳
- 休業等により収入が減少したことが分かるもの(給与明細書等)

■申込先：

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）*

*総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者：

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額：

(2人以上の世帯) 月20万円以内
(単身世帯) 月15万円以内

※ 貸付期間／原則3月以内

■据置期間： 1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大

■償還期限： 10年以内

■貸付利子・保証人：無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込みにあたって：

原則として、自立相談支援事業等による継続的な支援(就労支援・家計相談支援等)を受けることが要件となりますので、申込みの流れや必要となる書類等については、受付窓口でご確認ください。

■申込先：

市町村社会福祉協議会

県内での患者発生後の対策移行の考え方の概要（案）

R2.3.23現在

	現在の対応 (封じ込め)	対策移行後の対応 (重症者の救命／医療体制維持)	移行の考え方 (患者発生時の想定)
検査	【感染者の早期発見】 疑似症定義の該当者、疑い患者及び濃厚接触者等を対象に、柔軟に対応 ◆1日40件	【重症者等の診断を優先】 環境保健センター（及び協力機関）での検査は、重症化リスクがある者や重症者を優先する。	検査需要の増加に伴い、環境保健センターであります、民間検査会社は結果まで3日程度を要するため、環境保健センターでの検査は重症者を優先させる必要がある。
外来	【感染者と他者との分離】 相談センターを通じ、帰国者・接触者外来で対応 ◆外来：12か所	【患者数増加への対応・診療機能の維持】 軽症の場合は、医療機関を受診せず、自宅での療養を勧めることなどを呼びかける。 また、一般の医療機関でも外来等対応を可能とする。	帰国者・接触者外来を担う医療機関は、重症者の入院受入病院でもあるため、患者の過度な集中を避けるため、一般的医療機関での対応を可能とする必要がある。
入院	【感染拡大防止】 感染症法に基づき、感染症指定医療機関の指定病床へ入院措置 ◆指定病床：26床 ◆受入可能病床：88床	【重症者の治療を優先】 感染症指定医療機関などは重症者の入院を優先する。 このため、検査陽性者でも、軽症の場合は一般病床での入院又は自宅療養を可能とする。	他県では、無症状又は軽症でも検査陽性者に入院措置を行つたり、重症者が受入困難となつていて、重症者に限られた医療資源を優先する必要がある。

※ 【移行の目安】 県内1例目の発生後、クラスター感染が疑われるなど、状況に応じて速やかに移行する。